

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和4年1月18日（総22第3号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が1月24日まで延長されました。
- バリ州及びジャカルタ首都圏は活動制限レベル2で変更ありません。

1. 1月17日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を1月24日まで延長する旨の内務大臣指示（2022年3号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール県・市、デポック市）、西ジャワ州のバンドン市、ジョグジャカルタ特別州、バリ州は活動制限レベル2のままとされています。また、西ジャワ州のカラワン県や中部ジャワ州のスマラン市、東ジャワ州のスラバヤ市はレベル1とされています。

3. ジャワ・バリ内での活動制限レベル2の内容は、昨年10月22日付の当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100250885.pdf>）の内容とほぼ同様ですが、ホテル、スーパー・ハイパーマート、飲食店、ショッピングモール、映画館、公共施設（公園、観光施設等）、芸術・文化・スポーツ・社会活動、ジムの利用は、アプリ「pedulilindungi」の表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に可能と規定されました。なお、12歳未満の扱いに変更はありません。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。